

3. ひとり親になったら

▶▶ まずは市町村の役場に行きましょう

離婚届や住所異動の届を出し終えたら、次に福祉を担当する部署へ行きましょう。ひとり親になった方の多くが最初に申請するものは、次の2つです。

手当と医療費助成

● 児童扶養手当

18歳までの児童（または、20歳までの障害のある子）を養育しているひとり親の方が受けられる手当です。

<支給額（月額）の例>

子ども1人目	46,690円	～	11,010円
〃 2人目以降	11,030円	～	5,520円

（1人につき）

※所得によって支給金額が変わります。

支給額は令和7年4月からのものです。物価に合わせて毎年度変動します。

● ひとり親家庭等医療費公費負担制度

ひとり親の方とそのお子さんについて、医療費の自己負担額の一部を助成します。

<助成内容>

医療費の自己負担額のうち、一部負担金（総医療費の1割）を除いた額を助成

※所得制限があります。（一部市町村は除く）

これらの制度は遡って適用されませんので、要件を満たしたら早めに申請しましょう。

税・住宅に関する支援制度

また、ひとり親であることを申告することで、所得税・住民税の算定や、公営住宅への入居などで有利になることがあります。

●所得税・住民税の控除（ひとり親、寡婦控除）

ひとり親家庭の方は、一定の条件を満たすことで、所得税や住民税の負担が軽減されることがあります。

詳しくは、各市町村の税関係の窓口にお問い合わせください。

●公営住宅への入居

公営住宅の使用料は所得によって決まりますが、所得を判定する際に条件を満たせば、ひとり親、寡婦控除を受けることができます。また、入居者選考時に、ひとり親家庭が優遇されることがあります。

実施されていない市町村もありますので、詳しくは、各市町村の住宅関係の窓口にお問い合わせください。

さらに、所得が低かったり保証人が確保できないために賃貸住宅等への入居が難しい方については、住居探しの支援や、入居への経済的支援を受けられる場合があります。

●岡山県居住支援協議会

さまざまな理由で住宅の確保が難しい方へ、民間賃貸住宅の物件情報の提供や支援団体の紹介などを行っています。

<連絡先>

岡山県居住支援協議会事務局
(公益社団法人 岡山県宅地建物取引業協会)
電話番号 086-222-2131

